

東京海洋大学大学院における再入学に関する細則

平成23年 3月29日

海洋大規第 25号

改正 平成26年 6月23日 海洋大規第 73号

(趣旨)

第1条 この細則は、東京海洋大学再入学規則（平成16年4月1日海洋大規第188号）第12条の規定に基づき、東京海洋大学大学院（以下「大学院」という。）における再入学の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(再入学の出願時期)

第2条 学年の始めに再入学を志願する者は、再入学しようとする年度の前年度の2月1日までに、後学期の始めに再入学を志願する者は、再入学しようとする当該年度の8月1日までに、学長に願い出なければならない。

(再入学の受入れ人数)

第3条 再入学の受入れ人数は、各専攻及び年次・学期とも若干人とする。

(出願手続き)

第4条 再入学を願い出る場合は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- ① 再入学願書
- ② 検定料を本学指定の金融機関に納付したことを証する納付証明書
- ③ 疾病等により退学した場合は、就学が可能である旨を認めた担当医師の診断書、疾病等以外の理由により退学した場合は、退学の理由が解消されたことを証明又は説明する書類、又は授業料未納により除籍された場合は、授業料の支払いが可能になったことを説明する書類
- ④ 再入学を志願する理由及び再入学後の計画について（1,000字程度）
- ⑤ その他学長が必要と認める書類

(選考方法)

第5条 再入学を志願する者の選考は、退学又は除籍前の大学院での成績評価、前条の規定に基づき提出された書類及び面接により行い、その結果を総合して判定する。

(再入学の許可)

第6条 再入学の許可は、受入れ専攻及び大学院教務委員会（以下「委員会」という。）で選考の上、研究科代議員会の議を経て学長が決定する。

(修了に必要な単位数等)

第7条 再入学を許可された者の修了に必要な単位数及び授業科目等は、再入学した年次の在学者と同じとする。

(再入学前の成績評価の取扱い)

第8条 再入学を許可された者の退学又は除籍前の大学院での成績評価については、単位修得の有無に関わらず、又、次条の規定に基づき認定されたか否かに関わらず、全てそのまま移行する。

(再入学前の大学院での既修得単位の取扱い)

第9条 再入学を許可された者の退学又は除籍前の大学院での既修得単位については、再入学した年次の在学者と同じカリキュラムに基づき修得したものとして、受入れ専攻で協議し、委員会の議を経て認定する。

(再入学前の他大学院等での既修得単位の取扱い)

第 10 条 再入学を許可された者の東京海洋大学大学院の既修得単位等に関する取扱要項(平成 16 年 4 月 1 日海洋大規第 241 号)に基づく再入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については, 受入れ専攻で協議し, 委員会の議を経て認定する。

(再入学した学生の転専攻)

第 11 条 再入学を許可された者は, 再入学後に転専攻を申し出ることはいできない。

附 則

1 この細則は, 平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則の施行の際現に商船学研究科又は水産学研究科の各専攻(以下「旧専攻」という。)での取扱いに基づく再入学資格を有する者については, この細則を適用する。この場合において, 再入学できる専攻は, 旧専攻の教育課程を承継した大学院の専攻がある場合に限る。

附 則(平成 26 年海洋大規第 73 号)

この細則は, 平成 26 年 7 月 1 日から施行する。